

粗大ごみ処理手数料の免除に関する取扱要領

(目的)

1 この要領は、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成5年3月26日条例第17号）の施行に関し、粗大ごみ処理手数料の免除に関する取扱について定めるものとする。

(免除対象者)

2 粗大ごみ処理手数料の免除となる者は、次のいずれかの要件を満たした者とする。

- (1) 生活保護法第11条に掲げる保護を受けている者
- (2) その他市長が、必要であると認める者

(申込方法)

3 収集を希望する者（以下「申込者」という。）は、住所地を管轄する環境事業所の窓口もしくは電話・FAX等で申し込むものとする。

(申込内容)

4 申込者は、住所、氏名、生年月日、電話番号及び粗大ごみの品目・個数を申し出るものとする。

(受付)

5 環境事業所は、口頭もしくは電話・FAX等により、収集日、受付番号、排出場所を申込者に回答するものとする。また、粗大ごみ処理手数料免除記録台帳に記録するものとする。

(排出方法)

6 申込者は、環境事業所より回答のあった受付番号を、任意の紙等に記載し、粗大ごみに貼付のうえ、指定された収集日、排出場所に排出するものとする。

(雑則)

7 この要領に関し疑義が生じた場合は、その都度関係機関と協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年2月1日から施行する。

(関係要領の廃止)

2 生活保護世帯に対する粗大ごみ取扱要領は、廃止する。